

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合開催直前イベント企画運営・会場設営等業務委託仕様書

1 事業の目的

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合とは、2023年6月16日から3日間（予定）にわたり三重県志摩市において開催され、日本、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダの交通担当大臣及び欧州連合の交通担当委員が集まり、交通政策の今後の方向性について議論を行う会合で、国土交通省が主催する国際会議である。

会合開催直前となる5月下旬に、開催地である三重県志摩市において、PRイベントのゴールとして直前イベントを開催し、更なる気運醸成を図る。例えば、子どもたちも含めた一般市民向けの講座などを実施し、国際理解や交通大臣会合への関心を更に高めるとともに、交通関係の展示等により、交通を身近に感じる場とする。

また、地元の魅力をあらためて認識できるような機会として、次世代を担う若い世代に参加してもらうことにより、子どもたちの記憶に残る会合となることを目指す。

2 委託業務の契約期間

契約日から令和5年6月30日（金）まで

3 直前イベントの概要

開催日時 令和5年5月27日（土）10時00分～15時00分（予定）
会場 阿児アリーナ（三重県志摩市阿児町神明1074-14）
※全館利用（前庭、芝生広場含む）

内容案

- ①オープニング（ベイホール想定）
- ②親子で学ぶ出前授業（ベイホール想定）
 - ・G7サミットとは？
 - ・交通大臣会合では何が話し合われるの？
 - ・世界に開催地「三重県」を知ってもらえるチャンス
 - ・三重県、志摩市の発信したい魅力って何？
 - ・未来の地域の交通はどんなふう？（各社からコメント等発表を想定）
- ③三重をとりまく交通の展示ブース、体験コーナー等の設置（オーシャンホール想定）
 - ・交通関連企業6団体程度を想定
- ④三重の魅力発信ブースの設置（前庭、芝生広場含む全館スペース想定）
 - ・G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会（以下、「協議会」という。）46団体へ声がけ。テーマに合致する出展内容を優先的に空きスペースへレイアウト。

4 委託業務の内容

(1) ベイホール内の行事について

- ①ベイホール内の会場設営及び撤去を行うこと。設営に必要な長机（180cm×45cm）、椅子は阿児アリーナの備品を使用すること。
- ②ベイホール入口に立看板を設置すること。
- ③ベイホール内のステージ吊り看板の制作及び設置を行うこと。
- ④舞台照明及び音響設備はベイホールの備品を使用するものとし、オペレーターは委託事業の中で用意すること。
- ⑤行事の実施にあたり、進行ディレクター及び進行役（司会）をそれぞれ1名配置すること。
- ⑥進行シナリオを作成すること。進行シナリオ作成にあたっては、協議会と相談すること。
- ⑦出前授業の講師の選定は協議会にて行う。
- ⑧出前授業の講師及び各社登壇者（以下「講師等」という。）への謝金及び旅費は見積もりに含めない。
- ⑨講師等へのケータリングを手配すること。

(2) オーシャンホール内の行事について

- ・出展は交通事業者6団体程度を見込んでおり、実施内容の選定は協議会にて行う。

<想定案>

- ・ホール床（体育館部分）半面は、ミニ電車走行、プラレール展示で使用。約27m×17mでの実施を想定。
- ・6団体を残りの半面で出展。一団体当たり約9m×6.4m
- ・6団体の実施内容
 - 制服を着用して写真撮影（子ども）
 - ペーパークラフト作成
 - 模型・パネル展示
 - ノベルティ配付
 - 仕事紹介
 - 各社グッズ販売
- ・オーシャンホール内のレイアウトを作成し、ブース枠の設営、撤去を行うこと。ブース枠で使用するパーテーションは阿児アリーナの備品を使用すること。
- ・ブース内の机や椅子は出展者と必要数を調整し、各ブースに運び込むこと。長机（180cm×45cm）、椅子（スタッキングチェア）は阿児アリーナの備品を使用することとし、終了時後の撤去までを見積もりに含めること。
- ・ブース内の机、椅子のレイアウト及び装飾や展示は、出展する各団体で実施

することとし、見積もりには含めない。

- ・オーシャンホール及び前庭にBGMを流す簡易な音響設備を用意すること。BGM以外には、アナウンスを流すことも想定すること。
- ・オーシャンホール内の床面養生シートは阿児アリーナの備品を使用し、設置と撤去費用を見積もりに含めること。
- ・出展する各団体が追加で養生をする場合は、各団体側で準備、設置するものとし、見積もりには含めない。

(3) 前庭、芝生広場を含むその他の場所への出展について

- ・協議会構成 46 団体への出展案内、出展可否の決定及び内容のとりまとめは協議会が行うこととし、受託者は、契約締結後、速やかに協議会と出展場所を決定する。その場合(1) ベイホール、(2) オーシャンホール以外の場所に配置することとする。
- ・協議会 46 団体のブース出展は屋内 20 団体程度を想定する。
(屋内場所案：ロビー10m×20m 部分、オーシャンホール前 10m×5m 部分)
- ・1 団体あたり長机 (180 cm×45 cm) 2 本までを想定する。
- ・飲食出展可能 (屋外のみ)。
- ・長机、椅子 (スタッキングチェア)、パーテーションは必要数を協議会各構成団体に確認を行い、阿児アリーナの備品を使用すること。
- ・ブースへの必要備品 (机、椅子、パーテーション) の運び込み、終了後の撤去までを見積もりに含めること。

(4) 共通事項

- ・会場全体配置図及びイベント運営マニュアルを作成すること。作成にあたり、雨天時の対応についても考慮すること。
- ・阿児アリーナの会場使用料は見積もりに含めない。
- ・オーシャンホールに出展する 6 団体及び協議会構成団体への出展に係る経費の支払いは見積もりに含めない。
- ・会場全体の案内看板 (前庭設置) 及び出展ブース用の看板を制作し、設置すること。設置に必要な部品についても、見積もりに含めること。
- ・駐車場 2 か所の出入口に車誘導のための警備員を配置すること。
- ・ごみステーションを 1 か所設置し、ごみ処理費用についても見積もりに含めること。
- ・搬入・設営期間は 5 月 24 日 (水) から 26 日 (金) までとする。
- ・撤去・原状回復期間は 5 月 27 日 (土) イベント終了後から 28 日 (日) 17 時までとする。
- ・看板の制作には、G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合に共通して使用するグラフィックデザイン (別添) を使用すること。

(5) 業務実施報告書の作成

本委託事業の実施状況をまとめた報告書（様式任意）を作成し、協議会事務局へ提出すること。報告書には、イベントの様子を撮影した写真を掲載すること。

なお、提出にあたっては、いずれも電子ファイル一式（写真データ含む）及び紙ベース2部を提出すること。

5 納品物

- (1) 委託業務実施内容及び実施スケジュールを記載した「委託業務計画書」
2部（提出時期：契約時）
- (2) 4（5）に記載の「業務実施報告書」 2部（提出時期：6月30日まで）
- (3) その他 実施内容説明に必要と思われる資料 各2部（提出時期：随時）

6 納入場所

三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部内
G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局

7 納入期限 令和5年6月30日（金）

8 特記事項

- (1) 契約締結後、協議会と受託者で実施スケジュールの打合せを行うこと。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、必要に応じて協議会との業務内容の打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認すること。
- (3) 上記の協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。
- (4) 業務実施内容の変更の結果、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがある。
- (5) 委託業務を円滑に推進するための実施体制として、類似事業の担当経験を有する職員を配置するものとする。
- (6) 会場の設営・撤去にあたり、事故、トラブル及び苦情等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに協議会へ報告すること。

9 著作権関係

- (1) 受託者は、委託業務の実施により作成される成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）については、納品の確認をもって全て協議会に譲渡することとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行及び本業務における成果物に対する著作者人格権の行使をしないものとする。
- (3) 協議会は、当該成果物の内容を受託者の許諾なく、自由に公表することができる。

10 秘密の保持

- (1) 本業務の遂行に際して知り得た情報については、事前に協議会の書面による承諾を得ることなく、他の目的での利用、第三者もしくは当業務に携わる人員

- 以外の者に開示、漏えいしてはならない。
- (2) 本業務に関する秘密保持は、本業務契約終了後もその効力を有する。

11 個人情報の適正管理

本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

協議会は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

13 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 協議会は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

14 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、協議会と緊密な連携をとり、その指示に従うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の状況により協議会において、当該直前イベント事業の中止、延期、規模縮小等が決定した場合の業務内容及び委託料等の取扱いは、協議会と受託者が協議のうえ、決定すること。
- (3) 当該直前イベント事業の中止、延期、規模縮小等が決定した場合、受託者は協議会から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に準備、製作した業務に係る費用を積算したものを、協議会の指定する日時までに提出すること。
- (4) 本業務に関し疑義が生じた場合は、その都度、協議会と協議のうえ、決定すること。
- (5) 協議会が解散した場合、契約に基づく当該成果品に関する権利は、三重県に承継されるものとする。

15 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県雇用経済部内）

G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局 岸本、福村、岩田

TEL : 059-224-2638

FAX : 059-224-3024

E-mail : g7pt@pref.mie.lg.jp